

令和7年第5回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（13名）

1番	高橋	利枝	2番	齋藤	光春
3番	佐々木	正勝	4番	宮崎	一信
5番	齋藤	雄史	6番	齋藤	聰
7番	齋藤	進	11番	佐々木	孝二
12番	佐藤	直哉	13番	佐々木	春男
14番	佐々木	敏春	15番	森	鉄也
16番	伊藤	竹文			

1、本日の欠席議員（2名）

9番	佐々木	平嗣	10番	小川	正文
----	-----	----	-----	----	----

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	今野	和彦	次長	長加藤	潤
班長兼副主幹	今野	真深			

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川	雄次	副市長	本田	雅之
教育長	小園	敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木	俊孝
企画振興部長 (地方創生政策監)	高橋	寿	農林水産建設部長	阿部	光弥
商工観光部長	池田	智成	教育次長	佐藤	喜仁
消防長	須田	勇喜	会計管理者	齋藤	稔
総務課長	齋藤	邦	財政課長	須田	泰史
総合政策課長	西村	仁	健康推進課長	齋藤	晴美
農林水産課長	柴田	俊幸	建設課長	竹内	千尋

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和7年9月9日（火曜日）午前10時開議

第1 報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号）

第2 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 第3 議案第68号 にかほ市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第4 議案第69号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第70号 にかほ市職員の育児休業等に関する条例及びにかほ市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第71号 にかほ市由利学生寮教育振興基金条例制定について
- 第7 議案第72号 にかほ市地域優良賃貸住宅条例制定について
- 第8 議案第73号 総合福祉交流センター長寿命化改修工事請負契約の締結について
- 第9 議案第74号 字の区域の変更について
- 第10 議案第75号 市道路線の廃止について
- 第11 議案第76号 市道路線の認定について
- 第12 議案第77号 令和6年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第78号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第79号 令和6年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第80号 令和6年度にかほ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第81号 令和6年度にかほ市水道事業会計決算認定について
- 第17 議案第82号 令和6年度にかほ市下水道事業会計決算認定について
- 第18 議案第83号 令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）について
- 第19 議案第84号 令和7年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第1号）について
- 第20 議案第85号 令和7年度にかほ市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第86号 令和7年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第22 一般会計予算決算特別委員会の設置
- 第23 議案の付託

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3と同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、報告第4号専決処分の報告について（専決第9号）から日程第21、議案第86号令和7年度にかほ市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの報告2件、議案19件、計21件を一括議題とします。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は演壇で行ってください。

この際、申し上げます。議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思いますので、ご了承願います。

初めに、報告第4号及び報告第5号の報告2件について質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで報告第4号及び報告第5号の質疑を終わります。

次に、議案第68号から議案第71号までの議案4件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第68号から議案第71号までの質疑を終わります。

次に、議案第72号にかほ市地域優良賃貸住宅条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。2番齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） おはようございます。

質疑通告書に従いまして質問いたします。

議案番号が72号であります。にかほ市地域優良賃貸住宅条例制定についてであります。

20ページになっております。

1、条例第7条の「入居者の資格」について、にかほ市内の民間アパート既入居者も受け入れるのか伺います。

2、条例第8条で定める「入居期間」を10年とした根拠を伺います。

3、条例第9条で「家賃」は規則で定めることとしており、額は入居開始に向けて検討・試算段階にあると思いますので、次について伺います。

①検討中の家賃や減免等について伺います。

②間取りや面積などの要件によって違いがあると思いますが、入居率が100%、80%、50%と仮定した場合、市の歳入年額はそれぞれ幾らか、試算額を伺います。

4、白幡森周辺エリア整備事業（若者支援住宅整備事業及び敷地造成事業）における一般財源の負担額について、現時点での試算できる範囲で次のとおり伺います。

①白幡森周辺エリア整備事業の総額と一般財源の額を伺います。

②白幡森周辺エリア整備事業には、合併特例債、公営住宅建設事業債を充てていますが、今後の事業費返済のために一般財源から負担する年額と返済期間を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） それでは、齋藤光春議員の議案質疑にお答えいたします。

最初に、1の入居者の資格についてですが、にかほ市地域優良賃貸住宅条例の第7条には、入居資格として所得基準や年齢、世帯構成などが定められており、民間アパートに入居されている方でも第7条に定める要件を満たしていれば、入居は可能であります。

なお、現在市で管理を行っている市営住宅及び特定賃貸住宅も同様に、アパートからの入居を制限はしておりません。

次に、2についてお答えいたします。

入居期間を10年と定めたのは、単に一時的な居住地を提供するだけでなく、若年層の市内への長期的な定住を促し一定期間の移住支援を行うことで、若者世帯を対象とした支援住宅について、あくまでも地域に定着するためのステップとして位置づけるものです。低廉な家賃で一定期間安心して暮らしていただき、その間に生活基盤や貯蓄を整えて、その後は市内での持ち家取得や民間賃貸住宅への移行を促すことを目的としています。

入居期間を長期に固定化すると、新たな入居希望者が利用できなくなり、公的支援の公平性が損なわれます。そのため、上限を設け住宅を巡回的に活用することで、より多くの世帯に機会を提供できるようにしています。

また、若者世帯のライフステージに照らすと、10年は結婚、子育て、住宅取得といった大きな生活変化が起こる区切りの時期となります。さらに、先進自治体でも地域優良賃貸住宅の入居期間は最長10年としている事例が多いことも踏まえて、政策的に妥当であると判断できることから、市としても運用可能な年限として10年と設定しております。

次に、3の①についてお答えいたします。

家賃の額については、第9条において、近傍同種の家賃と著しく均衡を失しないよう規則で定めることとしており、今後規則で定めこととなる家賃は、近傍同種の家賃相場を参考に設定することとなります。

市内の平沢地区を中心とした近傍同種の家賃の相場は、1LDKで月額4万2,000円から5万8,000円で平均5万1,937円、2LDKで月額5万4,000円から6万円で平均5万7,300円となっております。若者が無理なく居住できる水準に設定する必要があるため、先ほど述べました家賃の相場を踏まえ、単身が入居条件となる1LDKについては月額5万円、少人数世帯が入居する2LDKは月額6万円での家賃設定を計画しております。

また、若い世代がにかほ市で新生活を始める際の経済的な負担を軽減し、定住を促すため、入居者の資格要件を満たす入居者であって年齢が30歳未満の者で、承認した日の属する月から5年間もしくは30歳になる日の属する月まで、家賃の10分の2の額を減ずることとすることを規則で定める

予定としております。

減免の対象となる場合は、単身世帯は月1万円減免の月額4万円、少人数世帯は月1万2,000円減免の月額4万8,000円となります。

次に、3の②についてお答えいたします。

仮に入居率100%、80%、50%と仮定した場合の市の歳入年額についてであります。

10万円単位での概数で申し上げますが、入居率100%の場合、年間家賃総額は1,250万円となり、これが今回整備する住宅20戸での最高額となります。入居率80%の場合、年間家賃総額は1,000万円となります。入居率50%の場合、年間家賃総額は620万円となります。

次に、4の①についてお答えします。

若者支援住宅整備事業及び敷地造成事業の総額は、今後指定管理者の指定の議決をいただいた後に契約する改良準備業務費約200万円を含めて、約7億6,100万円となります。

社会資本整備総合交付金と、ご質問にありますとおり合併特例債及び公営住宅建設事業債を活用しますので、整備完了後に事業者へ支払いする金額のうち、一般財源は約1,400万円となります。

次に、4の②についてお答えいたします。

合併特例債、公営住宅建設事業債の事業費返済のために一般財源から負担する年額と返済期間については、金額が確定していないため、当初予算ベースにおいての年額と返済期間となり、想定利率を2.6%として試算しております。

敷地造成事業は、元金、利子合計の償還見込み年額平均約1,810万円ですが、普通交付税として70%、年額平均約1,270万円が算入されるため、実質平均年額は約540万円が一般財源から負担する額となります。償還期間は15年となります。

住宅建設は、元金、利子合計の償還見込み年額平均約2,230万円を一般財源から支出することになりますが、年間家賃収入額から維持管理運営費を除いた金額が特定財源として一般財源から差し引かれますので、入居率の向上は常に意識しながら事業を進めていきたいと思います。償還期間は25年であります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 斎藤光春議員。

●2番（斎藤光春君） 今まで決まってない段階での試算ということでお聞きいたしました。

再度質問させていただきます。

一つはですね、入居希望者が複数なった場合、その選択というのは県内・県外のどちらを優先しようとするのか。それと、またそのようなことは、どのような形で入居希望者を選択するのかという条例等を決めていくことがあるのでしょうか。

二つ目、10年とした根拠ということで今お話しいただきましたけど、ほかも同様だと。ところが出ていった場合に、定住させることがこれは大きな目的でありますので、そこら辺での、どれくらいの試算をしてるのか分かったら教えていただきます。

それから3番目の方ですが、入居率で減免処置があるということだったんですけども、これも例えば、何ですか、現在既存しているアパートからこちらの方に転居した場合、そちらの方もその対

象となるのか。

それから4番目の方ですが、こちら辺の返済金額が先ほどいろいろお話しいただきましたが、こちらの方、何ですか、25年で、家賃の方で2,230万円で25年で支払うということだったんですけども、これもし満室ならなかった場合っていうのは、これはこちらの方で持ち出しは増えるということで考えてよろしいのでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） それでは1番についてですが、入居については、予定ではありますけども、一定期間の募集期間を設けまして、そこで入居希望があったところで抽選により決定する予定にしておりますので、市外とか市内とかの優先とかそういうものは設ける予定はありません。

すいません、②番についてはちょっと質問の意味が、10年のところがちょっと分からなかつたんですけど。

●議長（宮崎信一君） もう一度、後で。その次からお願ひします。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） 3番の入居率ですが——アパートから入居した場合であっても、条件が該当する条件であれば減免の対象にはなります。

起債ですけども、先ほど申し上げましたように年額2,230万円から家賃、年間の維持管理費を家賃収入額が上回れば一般財源は減ることになりますが、入居率が低くてそこまで届かないということになれば、一般財源の持ち出しとしては増えるということになります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 斎藤光春議員。

●2番（斎藤光春君） 2番についてですけど、10年、入居期間を10年、可能な限り長くいっていたくというようなお話をしたが、これ途中で退居したりとか、それから10年後ですね、この人たちの定住を図るという大きな目的があるので、どれぐらいを試算してるので、定住の率はどれくらいと試算してるので、今の時点であつたら教えてください。

●議長（宮崎信一君） 企画振興部長。

●企画振興部長（地方創生政策監）（高橋寿君） 10年を有効に活用して10年いてもらいたい。その間にいろいろ検討を進めていただきたいと思っておりますが、そこの率、定住率といいますか、とどまつてもらうとかそういうところの試算はしておりません。

●議長（宮崎信一君） これで議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号から議案第76号までの議案4件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第73号から議案第76号までの質疑を終わります。

次に、議案第77号令和6年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第77号の質疑を終わります。

次に、議案第78号から議案第82号までの議案5件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第78号から議案第82号までの質疑を終わります。

次に、議案第83号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。7番斎藤進議員。

●7番（斎藤進君） それでは質疑を行います。

議案番号83番、令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）、議案綴り、ページ18ページになります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金、遊休農地再生利用事業費63万2,000円についてでございます。

遊休農地は、農地法によって定義されており、第32条第1項及び第2項に分類されています。いわゆる耕作されていない農地であり、1号遊休農地は、荒廃の程度によって「緑区分（草刈り等で直ちに耕作可能な農地）」と「黄区分（基盤整備が必要な農地）」に区分されております。

そこで、遊休農地再生利用事業は、耕作されなくなった遊休農地を草刈りや整地、客土などの作業によって再生・活用する事業であり、農地中間管理機構や市町村が主体となって遊休農地の再発防止と担い手への農地集積・集約化を促進し、地域農業の持続的な発展を目指すものであります。

そこで、今補正予算に計上する遊休農地再生利用事業の詳細について伺います。

①事業実施場所について。

②事業内容と規模について。

③事業全体の金額とその内訳について。

④にかほ市内での遊休農地、緑区分・黄区分とありますが、その現状について伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、農林水産建設部長。

●農林水産建設部長（阿部光弥君） それでは、斎藤進議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、遊休農地再生利用事業の事業概要についてご説明いたします。

この事業は、担い手農家が農地を3年以上利用権設定を行い、遊休農地を再生し、耕作を行う取り組みに支援する県の事業となります。

対象農地は、ご質問にもありましたとおり農業振興地域内にある1号及び2号遊休農地となり、採択要件は次の四つの全てを満たすこととなっております。

一つ目が事業費が200万円未満であること。

二つ目が当該農地が属する地区において地域計画が策定されていること。

三つ目が農地中間管理機構の活用により担い手に農地が集積され、3年以上耕作が認められること。

四つ目が当該農地を含め同一のものが一体的に耕作する農地の合計が30アール以上であることとなっております。

助成措置としては、交付単価は事業費の4分の1以内とし、次の四つを上限としております。

一つ目が雑木伐採や草刈りなどの再生利用活動へ10アール当たり2万5,000円。

二つ目が土壤改良へ10アール当たり1万円。

三つ目が新たな農作物栽培の導入へ10アール当たり1万円。

四つ目が暗渠排水や湧水処理などの条件整備へ10アール当たり5万円となっております。

なお、二つ目から四つ目は、一つ目の雑木伐採や草刈りなどを実施した後の農地が対象となります。

事業主体は認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織などとなり、遊休農地所有者本人は事業対象となりません。

それでは、ご質問の①についてですが、事業実施場所は上浜地域の大須郷地区となっております。

②については、1件の法人が遊休農地33.52アールを活用し、新たにサツマイモの栽培を計画しております。

次に、③についてでございます。先ほどご説明しました各交付単価、補助率、計画面積から再生利用活動が8万3,000円、土壤改良が3万3,000円、営農定着が3万3,000円、条件整備が16万7,000円となり、合計が31万6,000円となります。これが県補助金となり、歳入の15款2項の県補助金へ同額を計上しております。歳出の方は、これに市の協調助成の同額が加わり、補助合計は63万2,000円となっております。

最後に④についてでございますが、農業委員会で毎年調査している遊休農地の現状は、令和7年3月末時点では全体で約78.4ha、そのうち緑区分・黄区分でもない再生困難農地が約68.9haと、遊休農地全体のおよそ9割を占めています。残り1割については緑区分で、黄区分はありません。

以上です。

●議長（宮崎信一君） これで議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号から議案第86号までの議案3件の質疑を行います。質疑はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議案第84号から議案第86号までの質疑を終わります。

日程第22、一般会計予算決算特別委員会の設置を議題とします。

お諮ります。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第77号令和6年度にかほ市一般会計歳入歳出決算認定について及び議案第83号令和7年度にかほ市一般会計補正予算（第6号）についての2件の審査のため、議長を除く議員14人をもって構成する一般会計予算決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算決算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、年長議員から司会をお願いします。16番伊藤竹文議員。

しばらく休憩いたします。

午前10時26分 休憩

一般会計予算決算特別委員会会議録

出席委員(12名)

1番	高橋	利枝	2番	齋藤	光春
3番	佐々木	正勝	5番	齋藤	雄史
6番	齋藤	聰	7番	齋藤	進哉
11番	佐々木	孝二	12番	佐藤	直哉
13番	佐々木	春男	14番	佐々木	敏春
15番	森	鉄也	16番	伊藤	竹文

欠席委員(2名)

9番	佐々木	平嗣	10番	小川	正文
----	-----	----	-----	----	----

議会事務局職員

議会事務局長	今野	和彦	次長	長加	藤潤
班長兼副主幹	今野	真深			

説明員

市長	市川	雄次	副市長	本田	雅之
教育長	小園	敦	総務部長 (危機管理監)	佐々木	俊孝
企画振興部長 (地方創生政策監)	高橋	寿	農林水産建設部長	阿部	光弥
商工観光部長	池田	智成	教育次長	佐藤	喜仁
消防長	須田	勇喜	会計管理者	齋藤	稔史
総務課長	齋藤	邦	財政課長	須田	泰史
総合政策課長	西村	仁	健康推進課長	斎藤	晴美
農林水産課長	柴田	俊幸	建設課長	竹内	千尋

午前10時27分 開 会

●年長委員（伊藤竹文君） にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算決算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は12人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

ただいまから一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りします。申し合わせにより、委員長は副議長が務めることになっておりますので、一般会計予算決算特別委員会委員長には、副議長の私、16番伊藤竹文が就くことといたします。同じく副委員長には、申し合わせにより、各常任委員会の副委員長が輪番で務めることになっておりますので、12番佐藤直哉委員を推薦します。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●年長委員（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、委員長には私、16番伊藤竹文が、副委員長には12番佐藤直哉委員が決定いたしました。

16番伊藤竹文と12番佐藤直哉委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知いたします。

以上をもちまして、年長委員としての職務を終了いたします。

引き続き私が議事を進行いたします。

【一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君）が議事をとる】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 一般会計予算決算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例に定める常任委員会をそれぞれ一般会計予算決算特別小委員会に改め、一般会計予算決算特別委員会に付託予定の議案第77号及び議案第83号を一般会計予算決算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算決算特別委員長（伊藤竹文君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算決算特別委員会を散会いたします。

暫時休憩します。

午前10時30分 散 会

午前10時31分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第68号から議案第86号までの議案19件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前10時32分 散 会

